相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県善通寺市木徳町九三七番地三、最後の住所香川県善通寺市木徳町九一〇番地
被相続人　亡　鴨井　義範

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月三日
香川県丸亀市塩飽町七番地二県信ビル二階
相続財産管理人　籠池　信宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市鴨池一丁目四四番地一三、最後の住所鹿児島県鹿児島市東谷山二丁目二番一九号　プリンスマンション二〇七号
被相続人　亡　平田　稔之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月三日
事務所鹿児島県いちき串木野市昭和通一三一番地出水ビル一〇二号　丸田司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　丸田　賢次

無縁墳墓等改葬公告

無縁墓石集積供養所及び一般墓地の造成工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年六月三日

一、墳墓等所在地　広島県府中市中須町字後山九二番三

一、墳墓等の名称　旧名　中須町財産区霊園
現名　中須町財産管理会霊園

一、墓地永代使用者名義人墓地番号及び氏名　旧墓地四二番　福田和助、旧墓地一五二番　佐野富平、旧墓地一七四番　小寺敬吉、旧墓地一九八番　川崎友義、平墓地二一番　唐川和久

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　広島県府中市中須町六二九番地二　中須町財産管理会　佐藤　國雄
広島県府中市中須町八七四番地一　中須町財産管理会　橘高　裕

許可割賦販売業者営業保証金等取戻し公告

割賦販売法第二十九条及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第二項の規定により次のとおり公告します。

一、当該許可割賦販売業者であった者の名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所、その他の営業所及び代理店の名称及び所在地

①　名称　蛇の目ミシン工業株式会社

②　代表者の氏名　代表取締役　眞壁　八郎

③　主たる営業所の名称及び所在地
本社　東京都八王子市狭間町一四六三番地

④　その他の営業所及び代理店の名称及び住所
東京　東京都江東区常盤二―一二―一〇、
西東京　東京都杉並区阿佐ヶ谷北二―三六―一、世田谷　東京都世田谷区若林一―一八―一ウエストハイツ根岸一階、巣鴨　東京都豊島区巣鴨四―二四―一、梅島　東京都足立区島根三―一―一七メゾンＮＡＯＩ、金町　東京都葛飾区東金町一―四四―四、立川　東京都立川市柴崎町三―一〇―二一、八王子　東京都八王子市明神町四―一―一二、町田　東京都町田市森野二―二五―九東海町田マンション一階、久米川　東京都東村山市栄町二―三二―八、川崎　神奈川県川崎市幸区下平間一〇八ジャノメ鹿島田ビル、横浜　神奈川県横浜市港南区上大岡西一―一三―一八、平塚　神奈川県平塚市宝町四―九、横須賀　神奈川県横須賀市三春町二―四、相模原　神奈川県相模原市中央区相模原二―七―七、大宮　埼玉県さいたま市大宮区東町一―六六―一第三開新社ビル一階、春日部　埼玉県春日部市中央六―八―一九種村ビル一階、川越　埼玉県川越市新富町一―一二―一二、熊谷　埼玉県熊谷市本町一―一一四―一、秩父　埼玉県秩父市宮側町一八―四、千葉　千葉県千葉市中央区本町一―五―一四、船橋　千葉県船橋市湊町二―一―八、松戸　千葉県松戸市松戸一七八〇―一〇、高崎　群馬県高崎市江木町一五一〇―一シロタビル、太田　群馬県太田市本町一五―三〇、宇都宮　栃木県宇都宮市大通り三―二―一、水戸　茨城県水戸市松ヶ丘二―五―四〇メドウ松ヶ丘一〇一、新潟　新潟県新潟市中央区弁天橋通一―四―三三湖南ビル一階、長岡　新潟県長岡市幸町三―九―八幸町ビル、高田　新潟県上越市南本町二―一〇―六、飯田　長野県飯田市知久町二―一〇、長野　長野県長野市若里三―一―四三、上田　長野県上田市中央二―一二―一一、甲府　山梨県甲府市中央二―一二―二四、金沢　石川県金沢市浅野本町二七五―三、富山　富山県富山市本町三―一二五、福井　福井県福井市二の宮一―一二―一の宮サニーハイム一階、仙台　宮城県仙台市太白区長町六―八―三二、郡山　福島県郡山市台新一―四―一五、福島　福島県福島市八木田神明五六―九、会津若松　福島県会津若松市北青木一―二一、山形　山形県山形市城西四―一九―一五、盛岡　岩手県盛岡市中央通二―九―二〇、一関　岩手県一関市八幡町一―一、青森　青森県青森市千刈一―二一―二二、弘前　青森県弘前市大字和徳町二三八―一、八戸　青森県八戸市柏崎一―八―二二、札幌　北海道札幌市白石区本通三丁目北一―二一、名古屋　愛知県名古屋市北区大曽根四―一九―二五、一宮　愛知県一宮市大江一―一三―二四、半田　愛知県半田市清城町一―二―六チッタ清城一〇二、豊橋　愛知県豊橋市花田町字荒木四四―一、豊田　愛知県豊田市小坂本町一―一三―七小坂本町ハイツ一階、静岡　静岡県静岡市清水区桜が丘町一一―一コーヨーコーポ桜が丘一階、浜松　静岡県浜松市中区上島五―五―三〇、沼津　静岡県沼津市神田町一〇―二二、津　三重県津市丸之内養正町六―六、大阪　大阪府大阪市港区市岡元町三―一―四、十三　大阪府大阪市淀川区十三東二―七―一四、高槻　大阪府高槻市芥川町一―九―二四、藤井寺　大阪府藤井寺市春日丘一―八―六、和歌山　和歌山県和歌山市本町二―一二、奈良郡山　奈良県大和郡山市城見町二―四、京都　京都府京都市伏見区西大手町三〇七―七二一、大津　滋賀県大津市中央一―八―一一、長浜　滋賀県長浜市元浜町六―三三、川西　兵庫県川西市小花一―四―九、神戸　兵庫県神戸市垂水区平磯三―六―一一、加古川　兵庫県加古川市加古川町寺家町七五―八、広島　広島県広島市南区大須賀町一五―一二、岡山　岡山県岡山市北区天神町一―二六、笠岡　岡山県笠岡市中央町一八―二〇、下関　山口県下関市岬之町八―七、米子　鳥取県米子市道笑町一一、西条　愛媛県西条市大町五二〇―一、観音寺　香川県観音寺市観音寺町甲一〇一七―五、徳島　徳島県徳島市仲之町三―二二、高知　高知県高知市本町三―二―四濱田ビル、福岡　福岡県福岡市早良区荒江三―一五―一二野田部ビル、八女　福岡県八女市大字本村三四三―八、長崎　長崎県長崎市浜口町三―八、鹿児島　鹿児島県鹿児島市山之口町一―一、那覇　沖縄県那覇市小禄三―六―四ヴィラー美南海一〇一、コザ　沖縄県沖縄市安慶田二―一―一、熊本　熊本県熊本市中央区上通町八―一五、大分　大分県大分市顕徳町二―一―三カーサ阿部一〇二号

二、当該許可割賦販売業者であった者の許可の年月日及び許可の取消し又は失効の年月日
許可の年月日　昭和四十四年九月三日
許可の失効年月日　平成二十七年三月九日

三、当該許可割賦販売業者であった者の営業保証金又は前受業務保証金の額
営業保証金の額　二千万円

四、前号の営業保証金につき割賦販売法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金は取戻されます。

平成二十七年六月三日
東京都八王子市狭間町一四六三番地
蛇の目ミシン工業株式会社
代表取締役　眞壁　八郎

債権申出の公告（第二回）

当企業年金は、平成二十七年五月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年六月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月三日
神戸市灘区青谷町四丁目八番一〇号
株式会社アオイ企業年金
清算人　稲見　泰弘